

国際商取引学会 理事選出規則

(本規則の目的)

第1条

本規則は、国際商取引学会会則（以下、会則という。）第18条（役員を選出）に定める理事の選出方法の詳細を定めるものである。

(理事の構成)

第2条

1. 会則第17条（役員）に定める21名以内の理事は、会員による直接、無記名の投票による理事（以下、投票による理事という。）7名以内および理事会の推薦による理事（以下、推薦による理事という。）14名以内によって構成される。
2. 投票による理事並びに推薦による理事の選出にあたって、配慮すべき事項は細則で定める。

(選挙管理委員会)

第3条

理事会は、投票による理事の選任のために選挙管理委員会を設置する。同委員会は、理事会が任命する5名以上の役員および役員以外の会員1名により構成される。

(理事選出の選挙)

第4条

投票による理事選出の選挙については、細則に定めるところによる。

(有資格者名簿)

第5条

1. 選挙管理委員会は、総会の90日前の時点における会員名簿に基づき有資格者名簿を作成する。
2. 選挙管理委員会は、会員の申し出、もしくは同委員会の職権により、次のいずれかに該当する者を有資格候補者名簿から除外することができる。
 - (1) 留学、在外研究等の理由で学会活動に参加できない者
 - (2) 健康上の理由がある者
 - (3) 2年以上の会費未納者である者

(理事候補者の選出方法)

第6条

1. 選挙の結果、得票数が最も多かった者上位7名を理事候補者とする。
投票数が同じ者が複数いる場合は、学会への所属年数の多い者から選出し、所属年数が同年数のときは、年齢が上位の者を選出する。
2. 前項による選出された理事が就任を辞退した場合は、次点の理事候補者を繰り上げる。

(理事会への報告)

第7条

選挙管理委員会は、前条により選出された理事候補者の名簿を理事会に報告し、理事候補者は、会則第10条(総会)に定めるところにより総会における審議、議決により理事に選出される。

(選挙選出理事の退任)

第8条

選挙により選出された理事が何らかの理由により任期中に退任した場合、その理事の補充のための選挙は行わない。

(細則)

第9条

理事会は、本規則に定めるものの他、本規則の実施に必要な細則を定める。

(本規則の改廃)

第10条

本規則の改廃は、会則第12条(総会)に基づく総会の決議による。

(附則)

本規則は、会則第10条(総会)に定めるところにより2006年度の総会において審議議決され、総会において可決された日より施行する。

国際商取引学会 理事選出規則に基づく細則

本細則は、国際商取引学会理事選出規則（以下、規則という）に基づいて定めるものである。

第1条 規則第2条第2項に定める“理事会による理事の推薦に関連する細則”として、次の事項を考慮するものとする。

- (ア) 研究分野
- (イ) 所属機関の所在地、
- (ウ) 会員としての期間、
- (エ) 活動への貢献の度合、
- (オ) その他、理事会が考慮を要請する事項

第2条 規則第2条第2項に定める“投票による理事の選任”において、研究分野以外に理事会が配慮すべきとする事項を次のとおりとする。

- (ア) 最近5年間における研究業績

第3条 本規則第4条（理事選出の選挙）に定める理事選出の選挙については、理事選出のための選挙に関する下記の事項についてそれぞれの草案を選挙管理委員会が作成し、理事会に諮り、理事会が定める。投票は、有資格者名簿に記載されている者の中から、7名以内の者の氏名を投票用紙に連記する方式による。尚、投票は「会員総会の出席者による大会での投票」という方式により行う。

- (ア) 投票用紙の様式（5名の氏名記述欄あり）
- (イ) 投票の期間
- (ウ) 投票の方法
- (エ) 有資格者名簿

（本細則の改廃）

本細則の改廃は、規則第9条（細則）に基づく理事会の決議による。

（附則）

本細則は、細則が理事会において可決された日より施行する。